

令和6年度 上越市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金

市では、雪下ろし時の屋根からの転落事故を防止するため、命綱固定金具（アンカー）等の設置にかかる工事費用の一部を補助しています。

特に、雪下ろしを事業者に依頼する場合、請け負う事業主は労働安全衛生規則の定めにより墜落制止用器具（安全帯）を労働者に使用させることが義務付けられています※。したがって、事業者が適切に墜落制止用器具を使用できると判断できなければ依頼を受けることはありません。

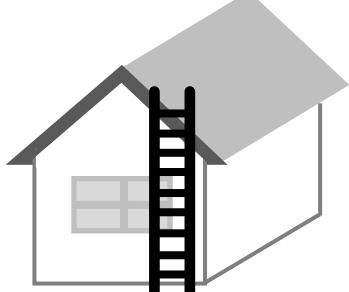
今後も確実に依頼できるよう補助金を活用して転落防止設備を設置してください。

※労働安全衛生規則。高さ2メートル以上の高所作業において、転落により危険を及ぼすおそれがあり足場の設置が困難な場合。

交付申請受付期間 4月1日(月)～11月29日(金)

○補助の対象となる工事

高さ2メートル以上の屋根全てに転落防止を目的とした次のいずれかの設備を設置または取り替える工事

| ①命綱固定金具(アンカー) | ②転落防止柵 | ③固定式はしご |
|--|---|--|
|  背の高いタイプやワイヤー型などが他にあります。 |  既存の雪止めアングルに容易に固定でき、雪庇防止効果もあります。 |  左記の①または②が設置済みまたは同時に設置する場合に補助の対象となります。 |

※設置工事は、工務店やハウスメーカー、板金業者などに依頼してください。

※設置方法など詳しくは、新潟県のホームページに掲載の「命綱固定アンカーガイドブック」をご覧ください。

新潟県 命綱固定アンカー

検索



○補助の対象となる住宅

次の住宅または附属屋で、高さが2メートル以上あり、本補助金の交付を受けたことがないもの

- ・市内にある、自分が居住または所有する1戸建ての住宅
- ・住宅と一体となって使用する附属屋（車庫、倉庫など）

※附属屋にカーポートを含みます。 ※新築住宅を含みます。

※本市に住民登録のない人が所有する市内の空き家等も、補助の対象となります。

▼問合せ・申込み先

建築住宅課 電話 025-520-5786（直通）

上越市 アンカー補助金

検索



○補助金を受けることができる人

次の全てに該当する人

- ・市税を完納している人（市外の方が申請する場合は、住民登録のある市町村税を含む）
- ・施工業者に発注して補助対象工事を実施する人
- ・令和7年1月31日（金）までに工事を完了し実績報告を市に提出できる人

○補助対象工事費

施工業者に支払う補助対象工事費

ただし、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金または本市の他の補助金の交付を受ける場合は、その交付対象とする部分を除きます。

○補助金交付額

住宅1棟ごとの補助対象工事費に下表の世帯区分別の補助率を乗じた額（※上限額あり）

| 世帯区分 | 補助率 | 上限額 |
|-------|-----|-----------|
| 要援護世帯 | 2／3 | 1棟あたり10万円 |
| 一般世帯 | 1／2 | 1棟あたり10万円 |

<要援護世帯の区分>

| 世帯区分 | 要件 |
|-------------------|--|
| 1 高齢者世帯 | ア 世帯全員が満65歳以上（要介護認定又は要支援認定を受けている人にあっては、満60歳以上。以下同じ）のみで構成されている世帯（一人暮らしを含む。） イ 満65歳以上の高齢者と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみで構成されている世帯 |
| 2 身体障害者世帯 | 世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の級別が1級から6級までに該当する人である世帯 |
| 3 精神障害者世帯・知的障害者世帯 | ア 世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が1級から3級までに該当する人である世帯 イ 世帯主が、知的障害と判定された人に対して都道府県知事が発行する療育手帳もしくは知的障害者判定機関の判定書を有する人である世帯 |
| 4 ひとり親世帯 | ア 世帯主が、「母子」及び「父子」並びに「寡婦福祉法に定める配偶者のない者」で現に児童を扶養している世帯 イ 世帯主が、父母のいない児童を養育する人で、世帯主以外の構成員が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみである世帯 |
| 5 その他の世帯* | 1から4までの世帯区分に相当するものとして市長が認める世帯 |

*「その他の世帯」の例

- ・2人世帯で、世帯主が65歳以上、世帯員が65歳未満の身体障害者
- ・ひとり親家庭で、世帯主以外の構成員が18歳未満の児童と65歳以上の高齢者

○交付申請に必要な書類

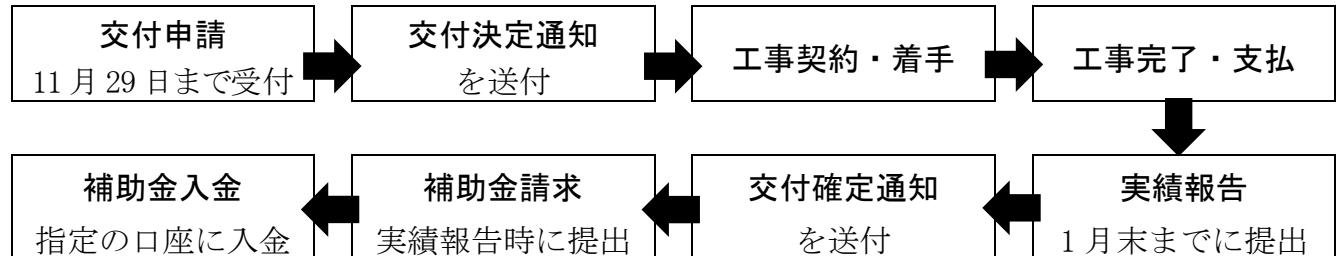
- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 工事見積書の写し
- 工事計画図面
- 工事の実施箇所にかかる施工前の写真
- 住宅等の所有者が分かる書類

固定資産税納税通知書の写しまたは登記事項証明書（登記簿謄本）、資産証明書

▼以下は、申請内容によって必要です

- 市税に未納がないことの証明書（課税基準日において当市に住民登録がない人）
課税基準日：1月1日：市町村民税、固定資産税、4月1日：軽自動車税
- 要援護世帯であることがわかる資料
 - ・高齢者世帯…世帯全員が記載されている住民票（当市に住民登録のない人）
 - ・身体障害者世帯…身体障害者手帳の写し
 - ・精神障害者世帯・知的障害者世帯…精神障害者手帳または療育手帳の写し
 - ・ひとり親世帯…・児童手当受給者証の写し（住民基本台帳で確認できない場合）
 - ・世帯全員が記載されている住民票（当市に住民登録のない人）
- 住宅等の所有者による設置同意書
住宅等の居住者（貸家に住む人など）が申請する場合

○交付申請から補助金交付までの流れ



補助金交付申請は工事の契約・着手前に行ってください。
申請前に契約・着工すると補助対象外となります。

<補助金額の計算例>

住宅と車庫に命綱固定アンカーを設置。各工事費は①住宅分20万円、②車庫分12万円の場合

| 区分 | ①住宅 | ②車庫 | 合計補助金額 |
|-------|--|---|--------|
| 要援護世帯 | $20\text{万円} \times 2 / 3 = 13\text{万円}$ <u>≥上限10万円</u> | $12\text{万円} \times 2 / 3 = 8\text{万円}$ | 18万円 |
| 一般世帯 | $20\text{万円} \times 1 / 2 = 10\text{万円}$ <u>≥上限10万円</u> | $12\text{万円} \times 1 / 2 = 6\text{万円}$ | 16万円 |

交付申請は建物1棟ごとに必要です

～参考～ 安全な雪下ろしに向けて

○ 屋根雪下ろしの装備

| | |
|---------|-------------------------------|
| ヘルメット | 落雪や転落時に頭部を保護するため、必ず着用 |
| 防寒性ゴム手袋 | 防水仕様で滑りにくいもの。軍手の上にゴム手袋を重ねても可 |
| ゴム長靴 | 靴底の溝が深く滑りにくい防寒性のあるもの |
| 動きやすい服装 | 薄手で防水性に優れたものが作業効率アップ |
| 安全帯 | 命綱を体に固定するためのベルト |
| 命綱 | 滑りにくく、結び目がほどけにくい材質のもの（登山用ザイル） |
| フックなど | 命綱を安全帯やアンカーに素早く取り付けることが可能 |

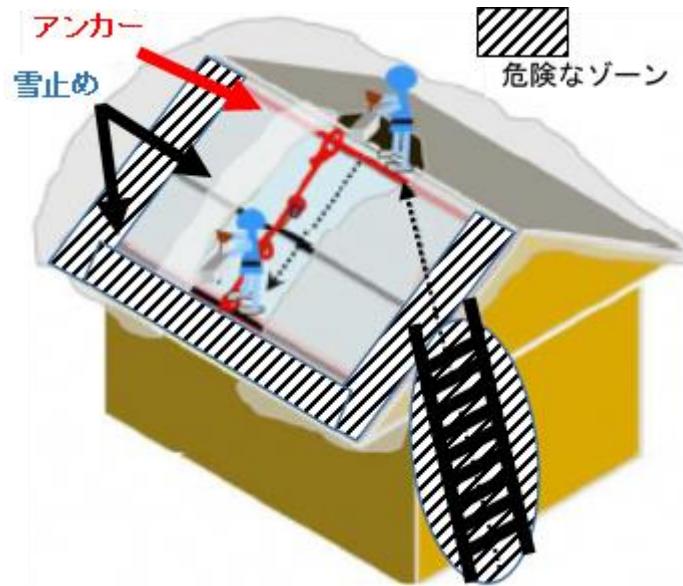
※体に装着した安全帯と屋根に設置した命綱固定アンカーを結ぶ命綱は、屋根雪下ろしの作業中にバランスを崩して転んだ場合でも、体が屋根の上にとどまる長さで使用する（宙づりにならない）ことが重要です。

※安全帯やフック、命綱は、ホームセンターや登山キャンプ用品店で販売しています。

○ 安全な雪下ろしの順序

～作業は2人以上で行いましょう～

1 可動式のはしごを使用する場合は、はしごの足元を踏み固め、倒れないよう固定する。



2 スノーダンプ（シャベル）にロープを結び、後で引き上げられるようにロープの端を持つて屋根に上がる。

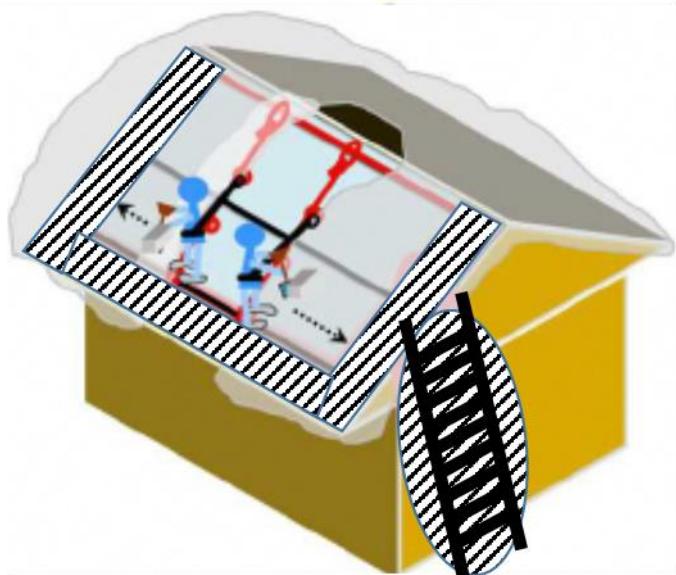
3 スノーダンプ（シャベル）を引き上げる。

4 スノーダンプ（シャベル）を担いで棟の中央部に向かい、雪の下にアンカーが埋まっている場合は掘り出す。

5 アンカーに命綱を結んで落ちない長さに調節する。

6 屋根中央部で、真下に向かって軒先まで掘り進み、軒先の位置が見えるようする。2人目の作業者は屋根に上がり、アンカーに命綱を結んで固定する。

7 体は基本的に横向きにして雪にスノーダンプ（シャベル）を差し入れ、下方へ滑らせて雪を落としながら掘り進む。体は常に安全ゾーンに置き、危険なゾーンにはスノーダンプ（シャベル）のみを出す。



※雪を屋根から落とす際は、下に通行人等がいないか、道路や隣地に影響がないか、安全を確認しながら行いましょう。